

(指定介護老人福祉施設)

あゆみえん重要事項説明書

東京都指定 1372800225号

令和8年6月1日現在

【 目 次 】

1. 施設経営法人-----	1
2. 施設の概要-----	1
3. 法人理念・方針-----	1
4. 施設運営の方針-----	1
5. サービスの内容-----	2
6. 利用料金-----	3
7. 施設利用にあたっての留意事項-----	4
8. 利用開始・終了の手続き-----	4
9. 身元保証人-----	5
10. 緊急時、事故時の対応方法-----	5
11. サービス内容に関する相談・苦情-----	5
12. 非常災害対策-----	5
13. 守秘義務に関する対策-----	5
14. 身体拘束の禁止-----	6
15. 医療体制-----	6
署名、捺印-----	8

社会福祉法人 徳心会

特別養護老人ホーム あゆみえん

特別養護老人ホームあゆみえん 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人徳心会
- (2) 法人所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号
- (3) 代表者氏名 理事長 関根 陸雄
- (4) 設立年月日 平成2年3月20日

2. 施設の概要

(1) ご利用施設

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①施設名 | 特別養護老人ホームあゆみえん |
| ②指定番号 | 東京都1372800225号 |
| ③所在地 | 東京都青梅市新町9丁目2153番地3 |
| ④管理者 | 園長 岸田 和代 |
| ⑤電話番号 | 0428-30-5550 |
| ⑥開設年月日 | 平成3年4月20日 |
| ⑦移転年月日 | 平成28年8月7日 |
| ⑧定員 | 168名（特養） 24名（ショートステイ） |

3. 法人理念・方針

【理念】

「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」

【方針】

- (1) 利用者の意向を尊重して、多様な介護サービスを提供する。
- (2) 利用者が個人の尊厳を保持しながら、「その人らしさ」を大切に、自立した生活を地域社会において、営むことができるように支援する。
- (3) 気づき、創意を發揮し、介護サービスの質及び顧客満足の上昇に努める。
- (4) 高い公共性・倫理性を旨として、事業経営の透明性を確保する。
- (5) 民間社会福祉事業の主たる担い手として、先駆性・独自性を發揮し、専門性の高い職員資質の上昇に努める。

4. 施設運営の方針

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」利用可能なサービス提供を目指します。
- (2) 社会福祉法人運営施設の独自性を主張します。
- (3) 安心・安全な「居場所」づくりを目指します。
- (4) 笑顔のあふれる「居心地」の良さを目指します。
- (5) プロフェッショナルな仕事を提供します。
- (6) 地域に開かれた運営とサービスを提供します。

5. サービスの内容

(1) 配置基準

職種	配置人数	備考
管理者 (兼務)	1名	管理者
医師 (非常勤)	1名以上	健康管理・療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員 (常勤兼務)	2名以上	申し込みの調整、介護職員等に対する指導他
介護職員 (常勤兼務)	59名以上	介護職員・看護職員 利用者：職員＝3：1名以上
看護職員 (常勤兼務)	5名以上	
機能訓練指導員 (常勤兼務)	1名以上	機能訓練の実施・指導にあたる
管理栄養士 (常勤兼務)	1名以上	食事の提供・献立、栄養指導等を行う
介護支援専門員	2名以上	施設サービス計画書の作成、介護職員等に対する指導他

(2) 勤務体制

当施設では上記の配置基準を遵守しています。職員配置の勤務体制は以下のとおりです。

職種	勤務体制
医師	毎週火曜日 13：00～15：00 毎週水曜日 9：30～11：30
生活相談員	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30
介護職員	早番：7：00～16：00 16名 日勤：8：30～17：30 1名以上 遅番：13：00～22：00 16名 夜勤：21：30～7：30 8名
看護職員	8：30～17：30 5名
機能訓練指導員	8：30～17：30 2名
管理栄養士	8：30～17：30 1名

(3) 設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (個室)	192室	2階48室・3階48室・4階48室・5階48室
共同生活室	16室	2階4室・3階4室・4階4室・5階4室
浴室	18室	3階・5階 機械浴室
医務室	1室	4階に1室

(4) サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事 朝食：8時～9時 昼食：12時～13時 夕食：18時～19時

利用者1人ひとりにあつた形態での食事を提供いたします。

受診やお出かけ等の都合で食事時間に間に合わない場合には職員にその旨をお伝え下さい。帰園時間に合わせて提供させていただきます。

③入浴

週に2回以上、個浴に入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴または清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、移動の付添い等。

⑤機能訓練

各居室および地域交流スペースにてリハビリを行います。

⑥生活相談

介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理

※当施設では年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

⑧特別食の提供

⑨理容サービス

当施設では毎週火曜日に理美容サービスを実施いたします。

料金は、別途いただきます。

⑩行政手続代行

⑪日常費用代行支払

⑫レクリエーション等

※利用者宛ての郵便物については、利用者や身元保証人のご希望に沿って転送や代行等の諸手続きをさせていただきます。(手続き時に料金がかかる際には、その都度ご連絡します。)

6. 利用料金

(1) 利用料金

指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割～3割、居住費、食費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。(別表参照)

(2) 支払い方法

お支払い方法は、銀行口座からの引き落としとなります。毎月18日までに前月分の請求書送付をいたしますので、指定日までに口座にお振り込み下さい。引き落としを確認後、領収証を発行いたします。

7. 施設利用にあたっての留意事項

事項	備考
面会	9:00～17:30 とさせていただきます。 上記以外の面会は事前にご連絡いただければ可能です。
外出、外泊	事前にお届け下さい。 また、入院・外泊等で居室を使用していない場合、短期入居生活介護の空床利用として居室を使用させていただきます。
飲酒	制限なし
喫煙	敷地内は禁煙となっております。
施設設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
金銭・貴重品の管理	自己管理。
所持品の持ち込み	個人スペースの範囲で自由。 ※外泊・入院等で居室を短期入所ご利用者が使用する際は荷物を倉庫に保管させていただきます。 大きな家具などを持ち込まれる際は、移動ができない場合がございますのでご相談ください。
施設外での受診	自由
宗教活動	他者に対しては不可。
ペット	不可

8. 利用開始・終了の手続き

(1) 利用開始手続き

利用開始と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の方とご相談下さい。

(2) 利用終了手続き

①利用者のご都合で終了される場合

終了を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が、他の介護保険施設での利用を開始する場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援もしくは要介護1～2に認定された場合（特例入居の場合を除く）

※この場合、所定の期間の経過をもって、終了していただくこととなります。

- ・利用者が永眠された場合

③その他

- ・利用者がサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者や身元保証人などが当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、終了していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、利用を終了していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者の利用終了後、荷物一式の処分を希望される場合、粗大ゴミについては処分代として実費をいただきます。

9. 身元保証人

原則として身元保証人を定めることをお願いいたします。身元保証人は、利用者及び家族等と連帯して債務履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な事項をしていただきます。

- ①利用者がサービス利用中に医療機関に入院する場合の入院手続き
- ②契約解除やサービス中断等したときの身柄の引き取り
- ③利用者の身上に関する事項等

10. 緊急時、事故時の対応方法

利用者の容体に急変がある等の緊急時、また、サービス提供による事故発生時には下記連絡先、市区町村等に速やかに連絡するほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

(ふりがな)	
氏 名	
続 柄	
郵便番号	〒 —
住 所	
電話番号①	— — ()
電話番号②	— — ()

11. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担 当 部 署	相談課
電 話 番 号	TEL. 0 4 2 8 - 3 0 - 5 5 5 0
受 付 時 間	9 : 00 ~ 17 : 00

(2) その他

当施設では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
内田アキ子 氏	TEL 0 4 2 8 - 2 7 - 4 8 9 2
田端 里司 氏	TEL 0 4 2 3 - 7 2 - 9 6 8 4

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

〈区市町村名〉青梅市

TEL 0428-22-1111

〈公 法 人〉東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

TEL 03-6238-0177

12. 非常災害対策

あゆみえんでは、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき訓練を行います。

13. 守秘義務に関する対策

あゆみえん及びあゆみえんの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

14. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 医療体制

(1) 園内の看護体制

看護職員は、月曜日から日曜日の8:30から17:30まで勤務しています。但し、夜間はいつでも駆けつけられるように常時待機しています。

利用者の健康管理を中心に処方薬の管理、軟膏処置、傷などの消毒、包帯交換、点眼、胃経管等の管理を行っています。

(2) 園内の診療

医療保険による診療です。薬又は診察を受けると診療費の1割から3割を負担することとなります。

① 内科(沢井診療所の医師来園)

毎週火曜日(嘱託医)13:00~15:00

毎週水曜日(嘱託医)9:30~11:30

住所 東京都青梅市沢井2丁目850番地

電話 0428-78-8432

② 歯科(高輪会 八王子歯科)

毎週金曜日 9:30~11:30、13:30~15:00

住所 東京都八王子市狭間町1462番地1イトーヨーカドー八王子店3階

電話 042-669-3888

③ 精神科(青梅成木台病院の医師来園)

第2、4木曜日(嘱託医)13:00~16:00

住所 東京都青梅市成木1丁目447番地

電話 0428-74-4111

精神科の診察は希望時、及び必要時に実施します。

※回診日変更の可能性有り

④ 検査

年2回の血液・尿検査。年1回の胸部レントゲン撮影を実施します。

(3) 協力医療機関

あゆみえんは協力いただける病院があります。

みずほ病院

住所 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 535 番 5

電話 042-556-2311

(4) 園外の受診

原則、園外の受診に関しては身元保証人、もしくは家族で対応していただきます。
また、あゆみえんの嘱託医・看護師の判断で通院が必要とされる場合には、園外受診となることがあります。

(5) 緊急時の対応

①緊急入院時病状と入院先を入院後報告いたします。

②救急車対応すぐに報告は致しますが、自宅で待機していただきます。搬送先病院が決まり次第報告いたします。

(6) インフルエンザ予防接種

①期間

11月から2月まで実施いたしております。

②料金自己負担（青梅市の基準額に準ずる）

大勢の方が入居していますので流行の確率が高く、1人がインフルエンザにかかるとすぐに広がってしまいますので、利用者全員に予防接種をしていただいております。

(7) 終末ケア

施設での終末ケアが可能です。

実施にあたっては、利用者、家族と協議し対応を検討した上で実施いたします。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都青梅市新町9丁目2153番地3

名称 特別養護老人ホーム あゆみえん

園長 岸田 和代 ⑩

説明者 所属 相談課

_____ ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>住所

氏名

代筆者 身元保証人

その他_____

<身元保証人>住所

氏名

(別 表)

介護老人福祉施設あゆみえん

① 介護サービス費 (上段 1 割負担 中段 2 割負担 下段 3 割負担)

要介護度	一日あたりの自己負担額
要介護 1 (670単位)	716円
	1,432円
	2,147円
要介護 2 (740単位)	791円
	1,581円
	2,371円
要介護 3 (815単位)	871円
	1,741円
	2,612円
要介護 4 (886単位)	947円
	1,893円
	2,839円
要介護 5 (955単位)	1,020円
	2,040円
	3,060円

②体制加算 ※1

項目	1日あたりの自己負担額
常勤医師配置加算 (25 単位)	27 円
	54 円
	81 円
精神科医療養指導加算 (5 単位)	6 円
	11 円
	16 円
看護体制加算(I) (4 単位)	5 円
	9 円
	13 円

看護体制加算(Ⅱ) (8単位)	9円
	17円
	26円
夜勤職員配置加算(Ⅱ) (18単位)	20円
	39円
	58円
夜勤職員配置加算(Ⅳ) (21単位)	23円
	45円
	68円
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (3単位)	4円 ※2
	7円 ※2
	10円 ※2
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (4単位)	5円 ※2
	9円 ※2
	13円 ※2
認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (150単位)	161円/月
	321円/月
	481円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (120単位)	129円/月
	257円/月
	386円/月
日常生活継続支援加算 (46単位)	50円 ※3
	99円 ※3
	148円 ※3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (200単位)	214円
	428円
	641円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (22単位)	24円 ※3
	47円 ※3
	71円 ※3
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (18単位)	20円 ※3
	39円 ※3
	58円 ※3

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (6 単位)	7 円 ※ 3
	13 円 ※ 3
	20 円 ※ 3
障害者生活支援体制加算 (Ⅰ) (26 単位)	28 円
	56 円
	84 円
障害者生活支援体制加算 (Ⅱ) (41 単位)	44 円
	88 円
	132 円
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) (40 単位)	43 円/月
	86 円/月
	129 円/月
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) (50 単位)	54 円/月
	107 円/月
	161 円/月
安全対策体制加算 (20 単位)	22 円/回
	43 円/回
	64 円/回
協力医療機関連携加算 1 (100 単位)	107 円/月
	214 円/月
	321 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) (10 単位)	11 円/月
	22 円/月
	32 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) (5 単位)	6 円/月
	11 円/月
	17 円/月
協力医療機関連携加算 2 (5 単位)	6 円/月
	11 円/月
	17 円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) (100 単位)	107 円/月
	214 円/月

	321 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （10 単位）	11 円／月
	22 円／月
	32 円／月

- ※ 1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。
- ※ 2 認知症専門ケア加算（Ⅰ）および認知症専門ケア加算（Ⅱ）はいずれかの算定となります。
- ※ 3 日常生活継続支援加算およびサービス提供体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれか一つのみの算定となります。

③ 個別加算 ※ 1

項目	料金
初期加算 （30 単位）	32 円／日 ※ 2
	64 円／日 ※ 2
	97 円／日 ※ 2
個別機能訓練加算（Ⅰ） （12 単位）	13 円／日
	26 円／日
	39 円／日
個別機能訓練加算（Ⅱ） （20 単位）	22 円／月
	43 円／月
	64 円／月
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （100 単位）	107 円／月
	214 円／月
	321 円／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） （200 単位）	214 円／月 ※ 3
	428 円／回 ※ 3
	641 円／回 ※ 3
ADL 維持等加算（Ⅰ） （30 単位）	32 円／月
	64 円／月
	97 円／月
ADL 維持等加算（Ⅱ） （60 単位）	64 円／月
	129 円／月
	193 円／月

療養食加算 (6 単位)	7 円/食 ※ 3
	13 円/食 ※ 3
	20 円/食 ※ 3
栄養マネジメント強化加算 (11 単位)	12 円/食
	24 円/食
	36 円/食
経口維持加算(I) (400 単位)	428 円/月 ※ 4
	855 円/月 ※ 4
	1,282 円/月 ※ 4
経口維持加算(II) (100 単位)	107 円/月 ※ 4
	214 円/月 ※ 4
	321 円/月 ※ 4
経口移行加算 (28 単位)	30 円/日
	60 円/日
	90 円/日
口腔衛生管理加算 (I) (90 単位)	97 円/月
	193 円/月
	289 円/月
口腔衛生管理加算 (II) (110 単位)	118 円/月
	235 円/月
	353 円/月
再入所時栄養連携加算 (200 単位)	214 円/回
	428 円/回
	641 円/回
看取り介護加算 (I) (72 単位) (144 単位) (680 単位) (1,280 単位)	77 円/日 ※ 5
	154 円/日 ※ 5
	727 円/日 ※ 5
	1,367 円/日 ※ 5
看取り介護加算 (II) (72 単位) (144 単位) (780 単位) (1,580 単位)	77 円/日 ※ 5
	154 円/日 ※ 5
	833 円/日 ※ 5
	1,688 円/日 ※ 5

在宅復帰支援機能加算 (10 単位)	11 円/日
	22 円/日
	32 円/日
在宅・入所相互利用加算 (40 単位)	43 円/日
	86 円/日
	129 円/日
若年性認知症利用者受入加算 (120 単位)	129 円/日
	257 円/日
	385 円/日
外泊時費用 (246 単位)	263 円/日 ※ 6
	526 円/日 ※ 6
	789 円/日 ※ 6
在宅サービスを利用した時の費用 (560 単位)	598 円/日 ※ 7
	1,197 円/日 ※ 7
	1,795 円/日 ※ 7
退所時栄養情報連携加算 (70 単位)	75 円/回 ※ 8
	150 円/回 ※ 8
	225 円/回 ※ 8
再入所時栄養連携加算 (200 単位)	214 円 ※ 10
	428 円 ※ 10
	642 円 ※ 10
退所前訪問相談援助加算 (460 単位)	492 円/回 ※ 9
	983 円/回 ※ 9
	1,474 円/回 ※ 9
退所後訪問相談援助加算 (460 単位)	492 円/回 ※ 10
	983 円/回 ※ 10
	1,474 円/回 ※ 10
退所時相談援助加算 (400 単位)	428 円/回
	855 円/回
	1,282 円/回
退所前連携加算 (500 単位)	534 円/回
	1,068 円/回
	1,602 円/回

配置医師緊急時対応加算 (勤務時間外) (325 単位)	348 円/回
	695 円/回
	1,042 円/回
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間) (650 単位)	695 円/回
	1,389 円/回
	2,083 円/回
配置医師緊急時対応加算 (深夜) (1,300 単位)	1,389 円/回
	2,777 円/回
	4,166 円/回
褥瘡マネジメント加算 (I) (3 単位)	4 円/月
	7 円/月
	10 円/月
褥瘡マネジメント加算 (II) (13 単位)	14 円/月
	28 円/月
	42 円/月
排泄支援加算 (I) (10 単位)	11 円/月
	22 円/月
	32 円/月
排泄支援加算 (II) (15 単位)	16 円/月
	32 円/月
	48 円/月
排泄支援加算 (III) (20 単位)	22 円/月
	43 円/月
	64 円/月
自立支援促進加算 (280 単位)	299 円/月
	598 円/月
	898 円/月
新興感染症等施設療養費 (240 単位)	257 円/日 ※11
	513 円/日 ※11
	769 円/日 ※11

特別通院送迎加算 (594 単位)	635 円/月
	1,269 円/月
	1,904 円/月

- ※1 利用者の状況により加算されるものとされないものがあります。
- ※2 入居後または退院後の 30 日間を限度に料金がかかります。
- ※3 個別機能訓練加算を算定している場合は 107 円、214 円または 321 円の料金が加算されます。
- ※4 1 日に 3 回を限度に料金がかかります。
- ※5 (I) 死亡日以前 45 日以下 31 日以上まで 1 日あたり 77 円、154 円または 231 円。30 日以下 4 日以上まで 1 日あたり 154 円、308 円または 462 円。死亡日以前 2 日または 3 日 まで 1 日あたり 727 円、1,453 円または 2,179 円。死亡日は 1,367 円、2,734 円または 4,101 円の料金がかかります。
 (II) 死亡日以前 45 日以下 31 日以上まで 1 日あたり 77 円、154 円または 231 円。30 日以下 4 日以上まで 1 日あたり 154 円、308 円または 462 円。死亡日以前 2 日または 3 日 まで 1 日あたり 833 円、1,666 円または 2,499 円。死亡日は 1,688 円、3,375 円または 5,063 円の料金がかかります。
- ※6 外泊または入院の際、6 日間を限度に料金がかかります。
- ※7 外泊時に 6 日間を限度に料金がかかります。外泊時費用と併用して算定できません。
- ※8 月 1 回を限度に料金がかかります。
- ※9 2 回を限度に料金がかかります。
- ※10 1 回限り料金がかかります。
- ※11 月 1 回 5 日限度に料金がかかります。
- ④ 介護職員等処遇改善加算 I ロ
 ①～③までの合計金額に 17.6%相当の処遇改善加算が加わります。

その他の料金

① 居住費

1 日あたり ユニット型個室：2,400 円

※利用期間中に入院または自宅に外泊された期間については、6 日間を限度として空床になった期間、料金がかかります。なお、短期入所で空床利用をした際には料金が発生しませんが、空床利用を認めない場合、居室確保に伴う費用として全日程での室料が発生します。

② 食事に要する費用

1 日あたり 1,820 円

なお、上記①②につきましては利用者の所得に応じた負担額軽減制度の適応により、段階別に利用料が設定されています。金額につきましては介護保険負担限度額認定証をご確認ください。

- ③ 日常生活品費
 1日あたり 60円
 ・Aセット（歯ブラシ・歯磨き粉）
 ・Bセット（義歯洗浄ブラシ・義歯洗浄剤）
 各セットともに入浴時以外に使用するタオル料金も含む。

- ④ 預かり金等事務手数料
 1日あたり 140円

- ⑤ 理美容代
- | | |
|------------------|--------|
| カット | 2,000円 |
| シャンプー | 500円 |
| 顔そり | 1,000円 |
| 毛染め（シャンプー込み） | 4,000円 |
| パーマ（シャンプー込み） | 4,000円 |
| カット+顔そり | 2,700円 |
| カット+毛染め（シャンプー込み） | 6,500円 |
| カット+パーマ（シャンプー込み） | 6,500円 |

- ⑥ その他

電気代

本人持ちの冷蔵庫、電気毛布	30円
本人持ちのテレビ、ラジオ等のオーディオ類	10円
入院時の荷届け（オムツ代は実費）	1回 1,000円
市役所行政手続き代行	実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。

※上記の居住費、食費については、利用者の所得に応じて負担軽減される制度がございます。

支払い方法

毎月18日までに前月分の請求書送付をいたしますので、指定日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、口座自動振替、銀行振込となります。